

日本肢体不自由者卓球協会 情報管理等に関する規程

日本肢体不自由者卓球協会（以下「協会」という）の取り扱う情報の適正な管理や、協会に所属する役員及びスタッフ、選手等すべての者に関する情報発信等のルールを定め、障害者卓球に関する適切な情報発信を行うことを通じて、社会的認知度の向上等を図るため、次のとおり規程を定める。

1 協会役員及びスタッフ

協会役員及びスタッフは、協会業務で取得した情報について適切に管理するとともに、インターネットサイト又はSNS、口頭での伝達等（以下、情報発信についてはすべて適用する。）において、適切な情報発信に努めなければならない。

なお、本規程は、協会業務の従事時間の内外に関わらず、常に協会役員及びスタッフとしての意識を持ち、適切な情報の取扱いを求めるものとする。

(1) 禁止事項

- ・ 個人を特定することのできる情報の漏えいを行うこと。
- ・ 適正な期日前に協会の重要な事項について情報発信すること。
- ・ 特定の役員またはスタッフ、選手等が利益または不利益を被る可能性がある情報を漏えいすること。
- ・ 正当な理由なく、協会の名誉を棄損する可能性がある情報を発信すること。
- ・ その他各規程に反する可能性のある情報発信等を行うこと。

(2) 義務事項

- ・ 選手等に対し、必要な情報を適切に発信すること。
- ・ 障害者卓球の認知度向上につながる適切な情報を発信すること。

2 協会所属選手等

協会所属選手等は、協会関連事業で取得した情報について適切に管理するとともに、適切な情報発信に努めなければならない。

特に、強化指定選手等については、協会に指定する日本代表選手であるという自覚を持ち、より一層の適切な情報の取扱いを求めるものとする。

(1) 禁止事項

- ・ 個人を特定することのできる情報の漏えいを行うこと。
- ・ 特定の選手等が利益または不利益を被る可能性がある情報を漏えいすること。

- ・ 正当な理由なく、協会の名誉を棄損する可能性がある情報を発信すること。
- ・ その他各規程に反する可能性のある情報発信等を行うこと。

3 禁止事項の違反に対する取扱い

前項に定める禁止事項の違反の疑いがある事項が認められる場合は、適切な対応を協会から速やかに要請するものとする。

また、協会役員又はスタッフ、選手等において、禁止事項の違反の疑いがある事項を確認した場合は、別に定める苦情等処理委員会に対し、速やかにその旨報告を行うものとする。

4 その他

本規程に定めのない事項については、会長は決定する。

附 則

この規程は、平成 28 年 3 月 4 日より適用する。